

第40号議案

八王子市霊園条例の一部を改正する条例設定について

八王子市霊園条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市霊園条例の一部を改正する条例

八王子市霊園条例（昭和28年八王子市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。<u>以下「法」という。</u>）に基づく施設として、霊園を設置する。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条の2 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</u></p> <p>(区画墓地等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、霊園内に合葬式墓地（<u>1体又は2体の焼骨を個別に</u>収蔵する納骨室<u>又は多数の焼骨を合わせて収蔵</u>する合葬室を備える<u>納骨堂</u>をいう。以下同じ。）を設置することができる。</p> <p>(申込者の資格)</p> <p>第6条 区画墓地の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>区画墓地</u>の使用の<u>承認</u>を受けていないこと。</p> <p>2 合葬式墓地の使用の申込みをしようとする</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく施設として、霊園を設置する。</p> <p>(区画墓地等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、霊園内に合葬式墓地（焼骨を収蔵する納骨室<u>及び</u>焼骨を<u>埋蔵</u>する合葬室を備える<u>施設</u>をいう。以下同じ。）を設置することができる。</p> <p>(申込者の資格)</p> <p>第6条 区画墓地の使用の申込みをしようとする者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>墳墓等</u>の使用の<u>許可、承認等</u>を受けていないこと。</p> <p>2 合葬式墓地の使用の申込みをしようとする</p>

る者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) **区画墓地**の使用の**承認**を受けていないこと。

3 (略)

(使用の手続)

第9条 前条**又は第18条第4項**の規定により区画墓地又は合葬式墓地の使用予定者として決定された者は、市規則で定めるところにより、区画墓地又は合葬式墓地の使用の手続をしなければならない。

2 (略)

(使用券の交付等)

第10条 (略)

2 使用者は、使用券を紛失し、**若しくは汚損したとき又は市規則で定めるとき**は、市長に対し、使用券の再交付の申請をすることができる。

3 (略)

(区画墓地の管理)

第10条の2 区画墓地の利用者は、区画墓地内の清潔の保持その他の適正な管理を行うとともに、工作物等に破損又は異状が生じたときは、速やかに修復その他の必要な措置をとらなければならない。

(使用料)

第11条 区画墓地及び合葬式墓地の使用料は、**別表第1**のとおりとし、使用承認の際に、徴収する。

(納骨室の使用の**更新等**)

第12条 納骨室の使用承認の期間は、第5条第1項の使用承認のあつた日の翌日から起算して20年とし、1回に限り更新することができる。この場合において、市長は、1体につき**12万5,000円の使用料**を、更新の際に、徴収する。

2 納骨室の使用承認の期間が満了したときは、納骨室に収蔵していた焼骨は、合葬室に収蔵する。

(管理料)

第13条 区画墓地の利用者は、**霊園の共用部分**の管理に要する経費として、1平方メートル(1平方メートル未満は、1平方メ

る者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) **墳墓等**の使用の**許可、承認等**を受けていないこと。

3 (略)

(使用の手続)

第9条 前条の規定により区画墓地又は合葬式墓地の使用予定者として決定された者は、市規則で定めるところにより、区画墓地又は合葬式墓地の使用の手続をしなければならない。

2 (略)

(使用券の交付等)

第10条 (略)

2 使用者は、使用券を紛失し、**又は汚損したときは**、市長に対し、使用券の再交付の申請をすることができる。

3 (略)

(使用料)

第11条 区画墓地及び合葬式墓地の使用料は、**別表**のとおりとし、使用承認の際に、徴収する。

(納骨室の使用の**更新**)

第12条 納骨室の使用承認の期間は、第5条第1項の使用承認のあつた日の翌日から起算して20年とし、1回に限り更新することができる。この場合において、市長は、1体につき**9万5,000円**の**施設使用料**を、更新の際に、徴収する。

(管理料)

第13条 区画墓地の利用者は、**清掃その他霊園**の管理に要する経費として、1平方メートル(1平方メートル未満は、1平方メ

ートルとみなす。)につき年額1,500円の管理料を納入しなければならない。ただし、使用者のうち年度の中途において使用承認された者は、本文に定める年額を月割にし、使用承認の日の属する月から当該年度の末日までの月数に応じた額の管理料を納入しなければならない。

(減免、徴収猶予等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理料を減免し、使用料**(合葬式墓地の使用料を除く。)**又は管理料を徴収猶予し、若しくは分納させることができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(使用承認の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区画墓地又は合葬式墓地の使用承認を取り消すことができる。

(1) **区画墓地**の使用者が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。

(2) **区画墓地又は納骨室**の使用者が使用承認後1年を経過しても所持している焼骨の埋蔵又は収蔵をしないとき。

(3) **区画墓地**の使用者が2年間管理料を納入しないとき。

(4) **区画墓地又は納骨室**の使用者が住所不明となつて5年を経過したとき。

(5) 使用者が目的以外に**区画墓地又は合葬式墓地**を使用したとき。

(6)・(7) (略)

2・3 (略)

(**区画墓地**の使用者の地位の承継)

第17条 **区画墓地**の使用者の死亡その他の理由によりその者の地位を承継しようとする者は、原因発生後直ちにその旨を市長に申請し、承認を得て承継することができる。

2 (略)

(**合葬式墓地**への施設変更)

第18条 区画墓地の使用者は、**当該使用者が使用する区画墓地に埋蔵している焼骨について、当該区画墓地から合葬式墓地に施設を変更することができる。**この場合において、区画墓地の使用者は、**当該区画墓地**

ートルとみなす。)につき年額1,500円の管理料を納入しなければならない。ただし、使用者のうち年度の中途において使用承認された者は、本文に定める年額を月割にし、使用承認の日の属する月から当該年度の末日までの月数に応じた額の管理料を納入しなければならない。

(減免、徴収猶予等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理料を減免し、使用料**(施設使用料を含む。)**又は管理料を徴収猶予し、若しくは分納させることができる。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(使用承認の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、区画墓地又は合葬式墓地の使用承認を取り消すことができる。

(1) 使用者が死亡した日から起算し、2年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき。

(2) 使用者が使用承認後1年を経過しても所持している焼骨の埋蔵又は収蔵をしないとき。

(3) 使用者が2年間管理料を納入しないとき。

(4) 使用者が住所不明となつて5年を経過したとき。

(5) 使用者が目的以外に使用したとき。

(6)・(7) (略)

2・3 (略)

(使用者の地位の承継)

第17条 使用者の死亡その他の理由によりその者の地位を承継しようとする者は、原因発生後直ちにその旨を市長に申請し、承認を得て承継することができる。

2 (略)

(**合葬室**への施設変更)

第18条 区画墓地の使用者は、**当該使用者が使用する区画墓地から合葬室に施設を変更することができる。**この場合において、区画墓地の使用者は、**当該使用者が使用する区画墓地**を返還しなければならない。

を返還しなければならない。

2 市長は、前項の施設変更の際し、使用者から別表第2に定める額の使用料を、徴収する。

3 第6条第2項第1号及び第3号、同条第3項並びに第7条の規定にかかわらず、第1項の規定により区画墓地を返還する場合には、当該区画墓地の使用者その他市規則で定める者は、別に定めるところにより、合葬式墓地の使用の申込みをすることができる。

4 第8条の規定にかかわらず、市長は、前項の規定による申込者を使用予定者として決定する。

5 第11条の規定にかかわらず、前項の規定により合葬式墓地の使用予定者として決定された者に係る合葬式墓地の使用料は、別表第2のとおりとし、使用承認の際に、徴収する。

(区画墓地等の返還)

第19条 区画墓地又は納骨室の使用者は、当該使用者が使用する区画墓地又は納骨室を原状に回復した上で返還することができる。

(合葬式墓地の焼骨の返還)

第20条 合葬式墓地に収蔵した焼骨は返還しない。ただし、納骨室に収蔵している期間中に使用者又はその祭祀を主宰すべき者から焼骨の返還の申出があつた場合で市長が認めるときは、この限りでない。

別表第1 (第11条関係)

種別	単位	金額 (円)
区画墓地	1平方メートルにつき	250,000
合葬式 墓地	納骨室	1体用 125,000
		2体用 250,000
	合葬室	1体につき 85,000

別表第2 (第18条関係)

種別	単位	金額 (円)
合葬式 墓地	納骨室	1体用 125,000
		2体用 250,000
	合葬室	1体につき 30,000

2 市長は、前項の施設変更の際し、使用者から1体につき3万円の施設使用料を、施設変更の際に、徴収する。

(区画墓地の返還)

第19条 区画墓地の使用者は、当該使用者が使用する区画墓地を原状に回復した上で返還することができる。

(合葬式墓地の焼骨の返還)

第20条 合葬式墓地に収蔵し、又は埋蔵した焼骨は返還しない。ただし、納骨室に収蔵している期間中に使用者又はその祭祀を主宰すべき者から焼骨の返還の申出があつた場合で市長が認めるときは、この限りでない。

別表 (第11条関係)

種別	単位	金額 (円)
区画墓地	1平方メートルにつき	250,000
合葬式墓地	1体用	125,000
	2体用	250,000

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

